

第11号議案

「子育て発表会 in TOKYO」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子



文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2019年3月 / 日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 一般社団法人 倫理研究所  
 東京都家庭倫理の会  
 住所 (所在地) 〒102-8561 千代田区紀尾井町4-5  
 代表者名 (ふりがな) まるやま としあき  
 丸山敏秋  
 代表者連絡先 奥田 裕美 (おくだ ひろみ)  
 (事務担当者) 080-3936-6698

〒142-0041 品川区越 6-9-20

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 ~~共催~~・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	子育て発表会 in TOKYO		
実施期間	2019年6月23日(日)から 年 月 日( ) まで(1日間)		
実施場所	文京シビックホール 小ホール		
事業内容	目的※	子育てに指針を持たず不安を抱いている方に、安心、希望、喜びを提供する。純粹倫理に基づく子育ての本質、親のあり方を地域に発信し、地域の教育力の向上に貢献する。	
	内容	東京都29の会の子育て委員が協力し、様々なケースの子育て体験者の発表会を開催します。	
	対象者	子育て中の保護者 (参加予定人員 371人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	別紙参照		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

# 企画書

## 平成31年度 子育て発表会 in TOKYO

- 1 開催目的 子育てに指針を持たず、不安を抱えている方に、安心、希望、喜びを提供する。純粋倫理に基づく子育ての本質、親のあり方を地域に発信し、地域の教育力の向上に貢献する。
- 2 日時 2019年6月23日(日)
- 3 場所 文京区シビックセンター(小ホール) 〒112-8555文京区春日1-16-21
- 4 テーマ 子育て体験発表会～子どもの心は家庭で育つ～(仮)
- 5 講師 一般社団法人倫理研究所 所属講師 未定
- 6 主催 一般社団法人倫理研究所 東京都家庭倫理の会(29会)  
台東区、文京区、足立区、荒川区、中央千代田、新宿区、品川区、大田区、目黒区、港区、渋谷区、墨田区、江東区、江戸川東、江戸川中央、葛飾区、豊島区、北区、練馬区、板橋区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野北、武蔵野中央、八王子市、日野市、昭島、町田市
- 7 後援
- 8 動員数 371席
- 9 参加費 無料
- 10 実行委員長 家庭倫理の会品川区 奥田裕美
- 11 副実行委員長 家庭倫理の会江戸川中央 岩倉佐波里  
家庭倫理の会八王子市 竹ノ内美和
- 12 実行委員 中尾朱実(昭島)・吉岡一代(八王子市)・松本亜希子(品川区)・高井良幸子(新宿区)  
小松みよ子(葛飾区)
- 13 チラシ 20000枚  
(内訳) (文京区)中学校10校2000枚・小学校21校9000枚  
29会 各200～300枚・市立会館・幼稚園・保育園・他
- 14 招待ハガキ 40枚 教育関係者(議員・市長・教育長・教員・他教育に携わるかた)
- 15 進行 東京都在住子育てママ
- 16 発表者 東京都在住、家庭倫理の会所属会員(子育てママ数名)
- 17 予算 別紙参照

18 当日の流れ

11:00	実行委員集合	
12:00	リハーサル	
13:00	受付	BGM
13:30	開場	
15:00	終了	BGM
15:30	撤収	

### (スタッフ詳細)

11:00	最終打ち合わせ・軽食	
	設営準備	
11:50	始めの式	
12:00	リハ	
12:45	場外案内	
13:00	受付開始(保育)	BGM
13:00	場内案内	
13:30	受付集計	
	終わりの支度	
15:00	終了	BGM
15:20	終わりの式	
15:30	撤収	

19 後援名義(東京都内)

#### 【教育委員会後援名義】

台東区・足立区・新宿区・品川区・渋谷区・港区・葛飾区・江東区  
北区・板橋区・世田谷区・東久留米市・調布市・八王子市・日野市  
昭島市・立川市・武蔵村山市・福生市・あきる野市・青梅市

#### 【区・市 後援名義】

文京区・品川区・大田区・目黒区・江戸川区・中野区・八王子市

20 タイムスケジュール

時間	項目	内容	備考
11:00	集合	所要事項確認	実行委員・舞台出演者・担当リーダー
11:20	会場挨拶		チーフ・講師
11:30~13:00	リハーサル	舞台メンバー	チーフ・映像・講師・実践報告者
12:45	集合	各リーダー説明	受付・保育・場外・場内
13:00	受付開始(発表会・保育)		
13:30	発表会開始		
13:30	チーフ挨拶		
13:35	映像		
13:40	実践報告者①	15分	
13:55	実践報告者②	15分	
14:10	講話	20分	
14:30	実践報告者③	15分	
14:45	講話	15分	
15:00	終了動画	5分	
15:00~15:30	お見送り・方付け	30分	舞台出演者見送り・各役割担当者片付け
15:30	会場挨拶		
15:30~15:45	会場引き渡し	15分	精算・会場スタッフ会場チェック
16:00	慰労会		

21 役割分担・名簿

役割名	氏名	要事	備考
本部	倫理研究所		本部
本部幹事	長谷川恵子(北区)		本部
本部会計	小林満子(目黒区)		本部
実行委員長	奥田裕美(品川区)		総括
副実行委員長	岩倉佐波里(江戸川中央)		舞台全般
副実行委員長	竹ノ内美和(八王子市)		連絡・動員
会計	高井良幸子(新宿区)		会計
会計監査	松本亜希子(品川区)		会計
記録	中嶋朱実(昭島)		企画書・報告書・予定表作成
広報リーダー	松本亜希子(品川区)		プロジェクター・写真・動画・チラシ・チェック
場内外リーダー	吉岡一代(八王子市)		場内・場外総括

役割名	役割リーダー	要事	役割スタッフ
保育 10名	①リーダー 南瑞穂(中野区)	エプロン 保育名札	②(文京区) ⑦(江東区) ③(文京区) ⑧(江東区) ④(文京区) ⑨(江東区) ⑤(文京区) ⑥(文京区)
受付 8名	①リーダー 比留間麻美(昭島)		②船井正美(足立区) ⑤佐野美和子(大田区) ③齊藤君江(葛飾区) ⑥内藤季代(大田区) ④中里木春(武蔵野北) ⑦日下部泉(大田区)
場内 6名	①リーダー 田口里江子(文京区)		②田中ミキ(江東区) ⑤寺井恵美子(文京区) ③(江東区) ⑥庄司朋子(北区) ④(江東区)
場外 6名	①リーダー 米澤真希子(武蔵野中央)		②久保美智代(板橋区) ⑤ ③ ⑥ ④
進行 2名	①リーダー 廣吉由佳(大田区)		②
写真 1名	①リーダー 高橋友里恵(北区)		
動画 0名	なし		
チラシ 1名	①リーダー 廣吉由佳(大田区)		
チラシ配達先	①リーダー 寺井恵美子(文京区)		教育委員会・会長会に持参する
保育保険	①リーダー 寺井恵美子(文京区)	保険加入	開催会文京区の保険にて対応

保険は、文京区講演会時の保険にて対応。 動員数371名に対して保険金額 ￥1,000

## 事業予算書

事業名 平成31年度 子育て発表会 in TOKYO

団体名 一般社団法人 倫理研究所  
東京都家庭倫理の会

収 入	単位：円	支 出	単位：円
家庭倫理の会より	200,000	会場費 小ホール 会議室 その他備品 印刷費 通信費 事務費 看板代 お花代 接待費 雑費 予備費 保険代	40,500 6,800 12,700 35,000 15,000 18,000 30,000 5,000 8,000 8,000 20,000 1,000
計	200,000	計	200,000

2019年 3月 / 日

(備 考)

# 東京都家庭倫理の会 役職者

会員組織名	倫理役職名	氏名	携帯番号
東京都家庭倫理の会	幹事	長谷川 恵子	090-2254-5117
東京都家庭倫理の会	幹事	小林 満子	090-1887-2309
家庭倫理の会江戸川東	会長	岩崎 和代	090-6029-5157
家庭倫理の会江戸川中央	会長	渡辺 節子	090-4664-4545
家庭倫理の会江東区	会長	佐久間 久子	090-2142-1691
家庭倫理の会墨田区	会長	内田 淳	090-7905-0248
家庭倫理の会葛飾区	会長	柳瀬 和子	090-8894-7005
家庭倫理の会足立区	会長	當麻 誠子	090-2558-6710
家庭倫理の会品川区	会長	中澤 貞明	090-3510-3743
家庭倫理の会大田区	会長	中村 孝次	090-1845-1732
家庭倫理の会目黒区	会長	中島 静子	080-1056-3378
家庭倫理の会北区	会長	品川 登紀子	090-1847-7211
家庭倫理の会練馬区	会長	村松 千鶴	090-1448-0333
家庭倫理の会杉並区	会長	太田 守信	090-4702-6764
準家庭倫理の会台東区	会長	木村 行男	090-8892-6412
準家庭倫理の会荒川区	会長	清水 けい子	090-3801-0026
準家庭倫理の会文京区	会長	渡邊 徳子	090-4920-6809
準家庭倫理の会中央千代田	会長	雨宮 優子	090-4843-6730
準家庭倫理の会港区	会長	山本 佳子	090-2559-6629
準家庭倫理の会渋谷区	会長	田中 耕四郎	090-5803-1743
準家庭倫理の会新宿区	会長	水田 イサ子	090-1810-0988
準家庭倫理の会豊島区	会長	二見 律子	080-5386-1841
準家庭倫理の会板橋区	会長	河西 輝久	090-3593-4522
準家庭倫理の会中野区	会長	伊倉 功	080-2134-9080
準家庭倫理の会世田谷区	会長	仲本 直人	090-6429-8538
準家庭倫理の会武蔵野中央	会長	角田 悦啓	090-2533-9814
準家庭倫理の会武蔵野北	会長	上野山 紀子	090-5341-3947
準家庭倫理の会日野市	会長	真鍋 健次	080-3015-0752
準家庭倫理の会昭島	会長	中里 明子	080-5047-0261
準家庭倫理の会八王子市	会長	西 安代	090-9006-4125
準家庭倫理の会町田市	会長	牛山 睦美	070-5375-5160

# 家庭倫理の会 規程

一般社団法人倫理研究所 生涯局



# 家庭倫理の会 規程

## [ 総 則 ]

第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、家庭倫理の会及び、準家庭倫理の会（以下、共に「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。

第 2 条 本規程の改廃は、当所理事会の議決による。

## [ 目 的 ]

第 3 条 実行によって直ちに正しさが証明できる生活法則である純粹倫理を基底に、和やかな家庭づくりを推進し、共尊共生の精神に則った生き方をめざす人々の輪を拡げて、地域社会の発展と、美しく平和な世界づくりに貢献することを目的とする。

## [ 活 動 ]

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、年度活動方針にもとづき次の活動を行う。

1. 家庭倫理・地球倫理の普及
2. 家庭倫理・地球倫理にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催
3. 青少年健全育成活動
4. 書道・短歌などの芸術活動
5. 公教育及び地域による、道徳・倫理の啓蒙活動に対する支援
6. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進
7. その他目的を達成するため必要な活動

## [ 会 員 ]

第 5 条 本会の構成員は次に定めるものとする。

(1) 当所正会員で本会に登録した者

(2) 当所一般会員で本会に登録した者

2. 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得るものとする。

※年齢は、満6歳以上とする

第 6 条 本会の構成員は、次の各号に掲げる会費を支払わなければならない。

- |         |    |          |
|---------|----|----------|
| 1. 特別賛助 | 月額 | 10,000 円 |
| 2. 協賛   | 月額 | 3,000 円  |
| 3. 賛助   | 月額 | 1,000 円  |
| 4. 個人   | 月額 | 500 円    |

第 7 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第 8 条 第6条の会費は、法人会計に充当する。

- 第 9 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出による時。
  2. 会員が死亡したとき。
  3. 失踪宣告を受けたとき。
  4. 除名されたとき。
  5. 第 6 条に定める会費の納入を 3 ヶ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。
1. 定款その他の規則に違反したとき。
  2. 当所の名譽を傷つけ、又は当所の目的や当該年度の事業方針並びに活動方針に違反する行為をしたとき。
  3. その他、除名すべき正当な事由があるとき
- 第 11 条 会員間の金銭の貸借などのトラブル、及び会員間の民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

[ 組 織 ]

- 第 12 条 本会は、原則として行政市・区毎に組織し、活動推進のため下部組織として複数の支部を設立することができる。
- 第 13 条 設立の認可基準は次の通りとし、設立には理事長の認可を要する。
1. 家庭倫理の会の設立基準
    - (1) 会長以下、設立・維持・運営に適切な役職者（本規程 第 17 条）を置く
    - (2) 支部数 5 支部以上（2 準支部で 1 支部に換算）
    - (3) おはよう倫理塾の会場数 2 会場以上
  2. 準家庭倫理の会の発足基準  
上記 1. に満たざる場合は、家庭倫理の会設立のための準備期間の位置づけとして、準家庭倫理の会を発足することができる。発足基準は次の通りとし、理事長の認可を要する。
    - (1) 会長以下、発足・維持・運営に適切な役職者（本規程 第 17 条）を置く
    - (2) 支部数 3 支部以上（2 準支部で 1 支部に換算）
    - (3) おはよう倫理塾の会場数 1 会場以上
- 第 14 条 支部の設立基準は次の通りとし、理事長の認可を要する。
- 支部の設立基準
- (1) 支部長以下、設立・維持・運営に適切な役職者（本規程 第 19 条）を置く
  - (2) 会員数 100 名以上
  - (3) 世帯数 100 世帯（当該地域在住 70%）以上
  - (4) 月刊誌『新世』150 冊以上
- 第 15 条 本会の運営ならびに活動の円滑化を図るため、支部は班を置き、班長を選任する。
1. 班の資格基準は特に設けないが、1 班を会員 5 名以上とすることが望ましい
- 第 16 条 本会が前条の設立基準に満たざる場合、当所生涯局内に設置された資格委員会において、設立・発足、その後の分封の経緯などを慎重に審査の上、統合・廃止・解散の処置を生涯局担当常任理事の許可のもとでこれを行う。

[ 役職者 ]

第 17 条 家庭倫理の会には、次の役職者を置く。

1. 役職者

- (1) 会長 (1名)
- (2) 推進長 (1名)
- (3) 副推進長 (複数名置くことができる)
- (4) 事務長 (1名)
- (5) 副事務長 (必ず1名置き、2名まで置くことができる)
- (6) 青年委員長 (必要に応じて1名置くことができる)
- (7) 青年副委員長 (必要に応じて2名置くことができる)
- (8) 青年育成チーフ (必要に応じて1名置くことができる)
- (9) 子育て委員長 (原則1名置く)
- (10) 子育て副委員長 (必要に応じて複数名置くことができる)
- (11) シニア正副委員長 (必要に応じて各1名置くことができる)
- (12) 広報委員長 (原則1名置く)
- (13) 広報副委員長 (必要に応じて1名置くことができる)
- (14) 文化チーフ (支苑が2つ以上ある場合に限り1名)
- (15) 相談役 (必要に応じ元会長より1名)
- (16) 顧問 (必要に応じ1名、ただし、行政・教育の公的首長)

2. 家庭倫理の会の会長が当該家庭倫理の会を代表し、正会員とする。

3. 準家庭倫理の会も、1. に準じて役職者を置く(副推進長及び子育て副委員長は1名置くことができる。副事務長は必ず1名置く。シニア正副委員長はおかない)

第 18 条 本会役職者の任期は1年とし、再任は妨げないが、原則3年までとする。ただし、子育て正副委員長は除く。

- 1. 青年正副委員長は、18～30歳以下の未婚者であれば、再任は妨げない。
- 2. 子育て正副委員長は、53歳まで。
- 3. シニア正副委員長は、70歳以上。
- 4. 顧問は、公的首長在任中に限る。
- 5. 相談役は、元会長から選出し、再任を妨げない

第 19 条 支部又は準支部には、次の役職者を置く。

- 1. 支部長 (1名)
- 2. 促進長 (必要に応じて1名まで置くことができる。準支部は置かない)
- 3. 事務長 (1名)
- 4. 班長 (支部は6名以上、準支部は3名以上)

第 20 条 支部の役職任期は1年とし、再任は妨げない。

- 1. 支部長・促進長・事務長は原則3年。
- 2. 班長は、再任は妨げない。

第 21 条 その他として、次の役職者を置く

- (1) 青年委員 (必要に応じて複数名置くことができる。16～30歳以下の未婚者)
- (2) 子育て委員 (必要に応じて複数名置くことができる。年齢は53歳まで)
- (3) シニア委員 (必要に応じて複数名置くことができる。原則3年)
- (4) 広報委員 (必要に応じて複数名置くことができる。原則3年)
- (5) 支苑長 (必要に応じて置くことができる。秋津書道会としきなみ短歌会の支苑長は兼務できない。最長3年まで)

- 第 22 条 本会の全役職者は原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。  
第 23 条 本会の全役職者は、倫理法人会組織の全役職との兼務はできない。  
第 24 条 本会の全役職の立場と職務は、別に定める「家庭倫理の会 役職者規程」による。  
第 25 条 本会の役職者が以下に該当する行為を為したとき、役職を取り消す。

1. 当所の名誉を傷つけた場合
2. 当所の方針に背く言動があった場合
3. 本会の方針に背く言動や運営・活動などを妨げた場合

#### [ 運 営 ]

- 第 26 条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。  
第 27 条 本会は、必要に応じて、三役会、企画会、連絡会、委員会、支部連絡会、班常会などの会議を開催する。  
第 28 条 本会の活動資金は、本部からの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。  
第 29 条 支部の活動資金は、本会が支出する活動費によってまかなう。  
第 30 条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行う。  
第 31 条 本会の役職者・会員に対する出張旅費及び慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

#### [ 補 則 ]

- 第 32 条 本会の諸活動などでの、特定商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘、及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。  
第 33 条 役職者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
  1. 役職者で、選挙に立候補する者は、公職選挙の告示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
  2. 本会の役職者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし、個人的に応援することは差し支えない。
  3. 立候補者は、「おはよう倫理塾」や各種セミナー・講演会など家庭倫理の会の諸会合において、選挙運動などをしてはならない。

#### [ 附 則 ]

- 第 34 条 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

平成 30. 5. 28 改定

# 一般社団法人倫理研究所 定款

## ( 目 次 )

### 倫理研究所定款

第 1 章	総 則	2 頁
第 2 章	目的及び事業	2～3 頁
第 3 章	会 員	3～5 頁
第 4 章	社員総会	5～8 頁
第 5 章	役員等	8～11 頁
第 6 章	理 事 会	12～13 頁
第 7 章	資産及び会計	13～15 頁
第 8 章	定款の変更及び解散	15 頁
第 9 章	公 告	15～16 頁
第 10 章	事 務 局	16～17 頁
第 11 章	補 則	17 頁
	附 則	17～18 頁
	沿 革	19 頁

一般社団法人 倫理研究所

# 一般社団法人倫理研究所 定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人倫理研究所と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、事業遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て支部を置くことができる。

12

2 前項に規定する支部は、会員組織形態を採るものとし、個人のみを会員とする支部と法人のみを会員とする支部に明確に区分して置くものとする。

3 前項の個人のみを会員とする支部を家庭倫理の会と称し、法人のみを会員とする支部を倫理法人会と称する。

4 支部に関して必要な事項は、理事会の決議により、「家庭倫理の会規程」又は「倫理法人会規程」をもって定める。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、倫理の研究ならびに実践・普及により、生活の改善、道義の昂揚、文化の発展を図り、もって民族の繁栄と人類の平和に資することを目的とする。

これがため、次の信条を掲げ実践の目標とする。

(1) 我等は、喜んで苦難に当たり、進んで己の本分を完くいたします。

(2) 我等は、一宗一派に執せぬ高き信仰と、道義の実践とを、生活の両翼といたします。

(3) 我等は、まず和やかな家庭をつくることを、実行の第一歩といたします。

(4) 我等は、日本文化の本質を明らかにし、世界の文化を摂取して、生活の向上に努めます。

(5) 我等は、人を愛して争わず、世界の平和に貢献いたします。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 純粋倫理ならびに倫理文化の研究

(2) 家庭倫理の普及

(3) 企業倫理の普及

(4) 各種セミナーの開催

(5) 出版物等の刊行ならびにその普及

(6) 書道・短歌等の文化活動

(7) 地球倫理の推進

(8) 教育施設の設置ならびに維持運営

(9) 教育および研究の支援

(10) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員の種別は、次のとおりとし、正会員をもって、一般

社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、企業又は団体で、この法人の重要事項に関与できる者をいう。

(2) 一般会員 次に掲げる個人会員及び法人会員をいう。

① 個人会員 この法人の支部である家庭倫理の会の会員であり、この法人の目的に賛同し、別に定める会費を納める個人をいう。

② 法人会員 この法人の支部である倫理法人会の会員であり、この法人の目的に賛同し、別に定める会費を納める企業又は団体をいう。

(資格の取得)

第 7 条 正会員又は一般会員になるうとする者は、会費を添えて申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 8 条 正会員又は一般会員は、社員総会において別に定める会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 9 条 正会員又は一般会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡又は解散

(3) 失踪宣告を受けたこと。

(4) 除名

2 正会員又は一般会員は、第 8 条第 1 項に定める会費の納入を 3 ヶ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

(退会)

第 10 条 正会員又は一般会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員又は一般会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該正会員又は一般会員を除名することができる。

(1) 定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その正会員又は一般会員にあらかじめ通知するとともに除名を決議する社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、第 6 条第 1 項第 1 号の正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、法人法上における社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 収支決算の承認
- (7) 会費の改定
- (8) 正会員又は一般会員の除名
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

14

(開 催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するには、社員総会の日の 2 週間前までに、正会員に

対し書面をもって通知を発しななければならない。

5 前項の通知には、社員総会の日時及び場所、並びにその目的である事項その他法令で定める事項を記載しなければならない。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に支障があるときは、出席した理事の中から議長を互選する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たると多数をもって行う。

- (1) 正会員又は一般会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権行使)

第 19 条 社員総会に出席しない正会員は、議決権行使書面を提出して議決権を行使することができる。



2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

#### (議決権の代理行使)

第 20 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

#### (議事録等)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名名人(理事とする。)

2 名が前項の議事録に記名押印する。

3 社員総会で議決した事項は、全会員に対し通知する。

## 第 5 章 役員等

#### (役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち 5 名以内を常任理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### (役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員の仕事及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、次に掲げる職務を行い、また理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(1) 財産及び会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事の仕事の執行を監査すること。

(3) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する



## 第6章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。  
(1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 理事長及び常任理事の選定及び解職  
(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第32条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催することとし、次のいずれかに該当する場合にも開催する。  
(1) 理事長が必要と認めたととき。  
(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面により、理事会の招集の請求があったとき。  
(3) 監事から理事長に対し、第24条第5項第6号の規定に基づき理事会の招集の請求があったとき。

(招集及び議長)

- 第33条 理事会は、理事長が招集し、議長を務める。  
2 理事長に支障があるときは、出席した理事の中から議長を互選する。  
3 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、

その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議決)

- 第34条 理事会は、議決に加わることができる理事総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。  
2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって行う。ただし、当該決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。  
3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項について議決に加わることができないものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の管理)

- 第36条 この法人の資産の管理及び運用は、理事会の決議を経て、理事長が行う。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(借入金)

第 40 条 この法人は、資金の借入れ (その事業年度内の収入をもって償還する見込みがある短期借入金を除く。) をしようとするときは、社員総会の決議を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第 41 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公 告

(公 告)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことがで

きない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(事務局)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。
- 2 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長の議決を経て、理事長が別に定める。

(備置書類及び帳簿)

第47条 この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備え置かなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収支予算書及び事業計画書
- (7) 収支計算書及び事業報告書
- (8) 貸借対照表
- (9) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (10) 理事会及び社員総会の議事録
- (11) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (12) 官公署往復書類
- (13) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項第4号から第9号までの書類は5年以上、同項第10号及び第11号の書類及び帳簿は10年以上保存しなければならない。

## 第11章 補則

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第49条 支部の運営に関する規程は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の日から施行する。
- 2 社団法人倫理研究所の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、前項の登記の日に、この法人の正会員又は一般会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人倫理研究所の諸規則等は、一般社団法人倫理研究所の諸規則等として引き継ぐものとし、法人の名称の表記は、読み替えるものとする。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、その際現に理事である者の任期は、定款第25条第1項の規定にかかわらず、当該登記の時に満了するものとする。

6 この法人の一般社団法人への移行後の理事は、次に掲げる者とする。

丸山敏秋 前川朋廣 徳江秀雄 内田文朗 野中寛治 中西康成  
藤崎正剛 加藤伸一郎 北奥明彦 山田長司 山口隆一 東納英一  
藤麻一三 高松祐子 池田ふじゑ

7 この法人の最初の代表理事は、丸山敏秋とする。

8 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

前川朋廣 徳江秀雄 内田文朗

9 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

長嶋徹 相馬紀子

## 沿革

平成25年9月2日 一般社団法人 登記

平成30年11月22日 第5条一部改定